

(公印及び契印省略)

総基用第 76 号
令和 7 年 9 月 1 日

一般社団法人電気通信事業者協会会長 島田 明 殿
一般社団法人テレコムサービス協会会長 是枝 周樹 殿
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会会長 久保 真 殿
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟会長 塩冶 憲司 殿

総務省総合通信基盤局長
湯本 博信

フィッシングメール対策の強化について（要請）

平素より、情報通信行政に御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

フィッシングメール対策について、政府は、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0（令和 7 年 4 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）」において、「詐欺メール、詐欺 SMS による被害防止等のための取組」として、「送信ドメイン認証技術（DMARC 等）への更なる対応促進」を掲げているところです。

最近では、実在する証券会社を装ったフィッシングメール等から窃取した顧客情報（ログイン ID やパスワード等）によるインターネット取引サービスでの不正アクセス・不正取引（第三者による取引）の被害が急増しています。

貴法人会員事業者においても、従前よりフィッシングの被害防止に向けて、送信ドメイン認証技術の導入を含め、様々な対策を推進いただいているものと承知しておりますが、生成 AI を用い、自然な日本語を大量に生成できるようになり、これまで以上に精巧なフィッシングメールの送付が容易となっている中、こうしたフィッシングメールへの更なる対策が求められるところです。つきましては、より効果的な対策に取り組んでいただきますよう、下記の 3 点について、貴法人会員事業者への周知いただきますようお願い申し上げます。

また、下記の 3 点について、令和 7 年 9 月から令和 8 年 8 月末までの間における貴法人会員事業者の取組状況をフォローアップし、3 か月ごとの期間の取組状況を、当該期間の末日から 1 月以内に総務省宛てに御報告いただきますようお願い申し上げます。

※ 本要請は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 6 号に規定する行政指導に該当するものであり、処分（同

条第2号)に該当するものではありません。

記

- (1) フィルタリングの判定技術の向上や迷惑メール判定における AI の活用等、メールのフィルタリングの精度の一層の向上を積極的に図ること。また、迷惑メールのフィルタリング強度を適切に設定するなどして、高度化するフィッシングメールに対応可能なメールフィルタリングを目指すこと。
- (2) なりすましメール対策として有効な DMARC の導入や DMARC ポリシーの設定（隔離、拒否）を行うこと。送信側だけでなく受信側についても、適切な DMARC ポリシーに基づく処理やレポート送信を設定すること。また、ドメインレピュテーション、BIMI、踏み台送信対策等の更なる対策の導入を積極的に検討していくこと。
- (3) 提供しているフィッシングメール対策サービスについて、様々な利用者層に向けた一層の周知・啓発を行うこと。

以上

【参考資料】

- ・総務省「受信側における送信ドメイン認証技術導入に関する法的な留意点」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000499986.pdf
- ・迷惑メール対策推進協議会「送信ドメイン認証技術導入マニュアル第3.1版」
<https://www.dekyo.or.jp/soudan/aspc/report.html#dam>
- ・迷惑メール対策推進協議会「送信ドメイン認証技術 DMARC 導入ガイドライン」
<https://www.dekyo.or.jp/soudan/aspc/report.html#line>
- ・フィッシング対策協議会「フィッシング対策ガイドライン 2024 年度版」
https://www.antiphishing.jp/report/guideline/antiphishing_guideline2024.html